

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第4条第2項に基づく基準

平成28年9月26日
内閣府男女共同参画局推進課長決定
一部改正 平成29年4月28日

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第4条第2項に基づく基準を別紙の通り定める。

(別 紙)

- 1 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満とする基準については、当該国の法定労働時間及び休日が日本と異なる場合、次のとおり、各月の労働者の総労働時間から各月の日本の法定労働時間に相当する労働時間を引いた時間数が直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満とする。
〔(各月の対象労働者の総労働時間数の合計) - (各月の日本の法定労働時間に相当する労働時間 = $40 \times \text{各月の日数} \div 7 \times \text{対象労働者数}$)〕 \div (対象労働者数)
- 2 計画期間の終了日の属する事業年度において、平均月時間外労働時間が 60 時間以上の労働者が一人もいないこととする基準については、当該国の法定労働時間及び休日が日本と異なる場合、次のとおり、各労働者の平均月労働時間から日本の法定労働時間に相当する平均月労働時間 (173 時間) を引いた時間数が 60 時間以上の労働者が一人もいないこととする。
(各労働者の年間総労働時間数 \div 12 月) - (日本の法定労働時間に相当する労働時間 = $40 \times 365 \div 7 \div 12$ 月)
- 3 月平均所定外労働時間が 20 時間以下とする基準については、就業規則、労働協約その他の規定による所定労働時間を超えた労働時間の月平均とする。ただし、当該国の所定労働時間が日本の法定労働時間を上回る場合、次のとおり、労働者の月平均総労働時間から日本の法定労働時間に相当する月平均労働時間 (173 時間) を引いた時間数が月平均 20 時間以下とする。
(対象労働者の年間総労働時間数の合計 \div 12 月) - [(日本の法定労働時間に相当する年間労働時間 = $40 \times 365 \div 7 \times \text{対象労働者数}$) \div 12 月]
- 4 育児休業等を取得した男性又は女性の人数又は取得率に関する基準については、育児休業等に該当する小学校就学の始期に達するまでの子 (6 歳未満) を養育するための休業を取得した男性又は女性の人数又は取得率により判断するものとする。なお、女性については日本の産休期間の相当する期間終了後における取得により判断するものとする。
- 5 有給休暇の年平均取得率が 70% 以上又は年平均取得日数が 10 日以上とする基準については、年間に付与される当該国の日本の有給休暇に相当する休暇が 10 日未満の場合、年平均取得率でなく、年平均取得日数が 7 日以上とする。
- 6 この他、外国法人の本社所在国における制度等を勘案する必要がある場合、日本法人との均衡及び内外無差別の観点から、原則日本法人に適用されている要件の水準によるものとし、当該外国法人の状況を踏まえ、日本法人が満たすべき基準と同等の基準を満たしているものを確認するものとする。